

請 願 書

鳩山由紀夫内閣総理大臣殿

平成 21 年 10月 27日

【請願する法案】

靖国神社代替施設

【法案に反対する理由】

- ① 「戦犯扱いされた方々が祭られている」という理由で、代替施設問題が提起されているが、かつて国会で、いわゆる戦犯の皆様は「法務死」ということで、戦犯扱いとしないことが決議された。
当時の社会党初めすべての政党が賛成した。いまさら、それを無いものとして、靖国に替わる施設を設立することは許されない。
- ② 占領下でも、靖国神社は、英霊に敬意を払う国家の権利と義務として存続した。
戦後日本を占領したGHQは、靖国神社継続の賛否について、ローマ教皇庁代表で上智大学学長ブルーノ・ビッテル神父に意見を求めた。神父は「いかなる国家も、その国のために死んだ戦士に対して、敬意を払う権利と義務がある。戦勝国か敗戦国かを問わず、平等の真理で無ければならない」とマッカーサーに助言したことで、「ドックレース場」にされることを回避できた歴史がある。
- ③ 国家予算が 困窮する現状で、靖国神社代替施設の建設を推進する必要性が感じられない。
与党民主党が衆議院議員選挙の折に公約した「子ども手当」の創設等による財源確保のため、各省に対し事業の執行停止を促し、それでも削減額が不足している旨報じられるが、都心の一等地に代替施設を建設するには、巨額の費用がかかるものと思われる。そのような厳しい国家の財政事情の中、なぜあえてわざわざ新たな追悼施設を建設せねばならないのか、理解に苦しむ。追悼施設としては、既に全国戦没者追悼式も行われる千鳥ヶ淵戦没者墓苑等が存在しているにもかかわらず、新たな施設の建設を推進するのは、建設事業に関わる業者だけに利益をもたらす、いわゆる“ハコモノ”を作るに過ぎない血税の無駄遣いであると考えられる。
- ④ 靖国神社には600万人もの国民が参拝しているという事実が存在する。
③で述べたような金銭的な問題以前に、多くの国民がこの問題を、こうした一片の書面などでは到底書き表せない、心の中の問題として考えている。靖国神社は年間約600万人もの国民が参拝する神社である。この600万人の国民は、新たな代替施設が建設されようとも、決してその新施設には参拝しないと思われる。むしろ、代替施設問題が浮上するだけで、深く傷つけられているのである。現代に生きる国民の多くが、先人たちから今も様々な事を教えられ続けているからである。「国民の生活が第一」という観点があるのであれば、この600万人の「国民」の思いを想像し、まずその声に真摯に耳を傾けるべきであって、ましてそれらの声よりも近隣諸国の内政干渉に媚びようとする態度は、日本国民と我々の祖先に対する大いなる冒瀆である。
- ⑤ 反対諸国が偏っている。また反対理由が不明確である。
靖国神社に公式に反対する近隣諸国は、中華人民共和国・大韓民国・朝鮮民主主義人民共和国の3国のみである。我が国ではかねてより首相その他の公人が靖国神社に参拝してきたが、これらの国々が反対するようになったのはつい最近である。よって、これらの反対は、単に靖国神社に反対しているのではなく、外交カードの一つとして反対していると見るべきである。
- ⑥ 憲法上の要請が存在するわけではない。
宗教法人への公人参拝が憲法上禁止されている、との確立した学説は存在しない。憲法上、何人も信仰の自由を保障されている点、及び、他の宗教施設に参詣しても何らの非難を受けない点から謂って、一般には公人の宗教法人への参拝は許容されるものと解すべきである。故に、敢えて新たな施設を建造する必要は生じ得ない。

以上

住所 〒

氏名

年齢 歳

請 願 書

鳩山由紀夫内閣総理大臣殿

平成 21 年 10月 27日

【請願する法案】

外国人参政権付与

【法案に反対する理由】

- ①外国人参政権は憲法違反である。
主権が「日本国民」に存するものとする憲法前文及び一条の規定と、公務員を選定罷免する権利を保障した憲法一五一条一項の規定によって、外国人参政権は憲法違反である。
- ②日本における外国人参政権付与の対象とされている「永住者」「特別永住者」のうち、42万人を占める特別永住者（主に韓国人）には、本国である韓国において「在外韓国人参政権」が与えられることになった。
平成20年末現在、主に在日韓国人である「特別永住者」は42万人も外国人登録しているが、この在日韓国人は、2012年の総選挙から在外選挙権が認められ、日本にいながらして韓国の参政権を行使できるようになる。韓国の参政権を保持しながら、同時に日本の参政権も付与されるのは内政干渉になると考えられ、国防や教育などに絶大な影響を及ぼすことが予想される。
- ③参政権付与の対象とされている「永住者」の在留資格は極めて容易に取得できている現状であり、権利者の正しい意思で行使されない可能性がある。
現状、「永住者」の在留資格は極めて容易に与えられており、日本人や永住者と婚姻をした者が、婚姻後わずか3年ほどで「永住者」の在留資格を付与されているのが法運用の実情である。これらの外国人は日本語の読み書きすら満足に出来ない場合も多く、日本にとってどのような政治が必要か否かを判断できず、そうなると正しく自分の意思で参政権を行使できない可能性は高いと考えられる。
- ④諸外国において、我が国と同様の事例は存在しない。
諸外国において地方レベルの選挙権を与える国は、EU加盟国同士などの特殊な場合を除けば、未だに少数である。本件において最も恩恵を享受する韓国人の母国・大韓民国においては、一部の永住資格取得者に対して地方選挙権を付与しているが、その対象は極めて少ない（6726人／2006年統一地方選）など、我が国とは全く状況が異なっている。
- ⑤日本の国益に反する。
利害の異なる国に籍を置いている人々は、自らが国籍を置く国を利するところに日本の政治を誘導しようとするのが当然である。これは、日本の国益に反するものであるから、絶対に成立させてはならない法律である。
- ⑥現在紛争中の領土問題について、我が国政府の見解に反し、国益に反する意見を表明する議員が誕生しかねない。
現在我が国は、領土紛争を抱えており、取り分け、大韓民国との間に存在する竹島領有問題については、韓国人の大規模な反日行為が日本国内外においてなされている。このような中であって、42万人もいる「特別永住者」（主に韓国人）に参政権を付与することは、領土問題について我が国に不利益をもたらすと考えられる。
- ⑦参政権を与えた場合、国境の離島など人口の少ない市町村への影響が最も強く懸念される。
日本において最も強く参政権を要求している42万人の「特別永住者」は、民団という強力な組織を持つ、外国人の最大勢力である。彼らが参政権行使のために組織的に外国人登録を移し、帰化した同胞を首長や議員に立候補させれば、人口の少ない市町村においては、いとも容易に乗っ取りが可能となる。特に国境の離島を抱える地方の国防が脅威に晒されることになることは、大変な危機である。
- ⑧国民の大多数が反対している。
平成21年8月27日に産経新聞が発表した1万8455人（男性13878人、女性4577人）を対象とした調査では、「永住外国人へ地方参政権付与を容認すべきか」との質問に対し、95%がNOと答え、回答者の大多数が反対している。かような中であって、民意を無視した政策を推し進めることは、かつて民主党が自民党を批判した際と同様に、数の暴力であり、民主主義の冒涜である。

以上

住所 〒

氏名

年齢

歳

請 願 書

鳩山由紀夫内閣総理大臣殿

平成 21 年 10月 27日

【請願する法案】

人権擁護法案(と同趣旨の法案)

【法案に反対する理由】

- ①国民の大きな反対を浴びて来た、自民党の人権擁護法案と同じ趣旨の法案である。
この法律はどの党のものであろうと共通の欠点、危険性を持つ。つまり国民の基本的人権を侵害してしまうこと。我が国を恐怖の人権人民共和国にしてしまう。さらに民主党案に特徴的なことは、その共和国の支配者は外国人になることである。
- ②民主党の「人権侵害救済法案」の特徴は自民党案よりさらに危険で陰險。
 - 1、人権侵害の禁止で、不当な差別的取り扱いやその助長・誘発、不当な差別的言動の禁止などをあげている。人の持つすべての属性（人種、民族、信条、性別、年齢、社会的身分、門地、障害、色覚異常、疾病、遺伝子異常、性的指向）について、差別されたと思うものは人権委員会に訴えることができることが危険である。
 - 2、内閣府外局につくる中央人権委員会は、自民党案よりも強権的でしかも広範囲な網をかぶせる機構になる。
 - 3、立入調査の拒否は 30 万円の過料が課されるので、実際には拒否できない。「刑事責任の追及を目的としない」というが、刑事訴訟法以外の調査、尋問をする危険性がある。
 - 4、人権擁護委員は全国で 1 万人が地方人権委員会から委嘱され、指揮・監督を受けるが、人口約 1 万人に一人の割合で配置される。
 - 5、外国人でも人権擁護委員になれる。国籍要件は不要であるから、韓国人、朝鮮人、中国人が我々日本人を見張ることになる。事務局員も外国人でよい。
 - 6、報道機関には自主的規制を求めるだけ、マスコミの法案反対を封じる。
- ③パリ原則は政府からの独立した強大な権力を持つ機関の設立を要求していない。
パリ原則は、財政的基盤を確保した機関が人権関係の調査をし、意見を述べ、その報告書を提出するように求めているだけである。
- ④人権を武器に数々の利権を獲得するための特権優遇措置である。
「人権」を声高に叫び、人権を武器として数々の利権を獲得しようとする人たちのための、言わば「特権優遇措置」である。
- ⑤危険な独立性、曖昧性、強制性、不透明性、不公平性が看取される。
これだけ広範にして強大な権限を有する機関であるにも拘わらず、当該機関の権限などは曖昧な部分が多分にある。かような中において、強引に本法を制定することは、無制限に国家権力を強化させるものであり、国家のあるべき姿とは言えない。
- ⑥現実に保護される法益と、それに対する人権侵害（制限）との乖離が甚大である。
本法によって保護されるべき法益の必要性は、現時点で我が国において噴出しているとは言い難い。故に本法によって新たに保護される法益は極めて局所的である。にも拘らず、本法によって我々市民生活は著しく規制されるのであって、それらの釣り合いが取れていない。

以上

住所 〒

氏名

年齢 歳

請 願 書

鳩山由紀夫内閣総理大臣殿

平成 21 年 10月 27日

【請願する法案】

重国籍(二重・三重)

【法案に反対する理由】

- ①国家の安全保障の観点から、重国籍を容認してはならない。
日本の場合、スパイ防止法も制定されておらず、徴兵制などの国家への忠誠の証しとなる制度もないから、工作の目的で二重国籍を取るということもあり得ることである。国家の安全保障の観点から、重国籍を容認してはならない。
- ②犯罪の温床になり得るような重国籍を許すことは出来ない。
二重国籍取得者は、二つの国からのパスポートを取得できることになるが、そうすると、その二つのパスポートの持ち主が同一人物かどうかの判断が難しくなる。又二つの国で別々の人と結婚すること、重婚が可能になる。こうした犯罪の温床になり得るような重国籍を許すことは出来ない。
- ③重国籍を認めることは、即ち日本国籍を保持しながら外国籍を離脱しない者に対し、日本国民固有の権利を与えることになり、日本国の利益を著しく損なう虞がある。
選挙権や被選挙権、教育を受ける権利といった日本国民固有の権利を享受する目的で、あえて複数の国籍を保持する者が出現する虞がある。また仮に反日教育を施す国家の国籍保持者が、日本国家の利益を著しく損なう事を目的として、あえて日本国籍を併せて保持する可能性があり得る。この場合、事実上の外国人に日本の主権を譲渡し、政治や教育など公権力を与えることとなり、国家的利益を著しく損なうことになりかねないと考えられる。
- ④重国籍を認めることは、即ち日本国籍を保持しながら外国籍を離脱しない者について、複数の国家に対する義務を負わせることとなる。
日本国籍と日本国籍以外の国籍の重国籍を認めると、重国籍者は、勤労、納税、子女に教育を受けさせる義務、といった日本国民の義務を負わなければならない一方で、多くの諸外国で実施されている徴兵義務等も果たさなければならないことになり、重国籍者自身の負担は計り知れない。また、徴兵義務等を果たした外国籍者が同時に日本国籍も保持するとなると、有事の際には国防上の脅威となりかねない。

以上

住所 〒

氏名

年齢

歳

請 願 書

鳩山由紀夫内閣総理大臣殿

平成 21 年 10月 27日

【請願する法案】

戸籍制度廃止

【法案に反対する理由】

- ①戸籍は我が国根幹のシステム。
戸籍制度は、言うまでもなく我が国の家族制度そして国としての基本的なあり方、長い伝統文化を支える根幹であり、それを何らの国民的議論も経ずに廃止してしまうような暴挙に断固反対する。
私たち日本人が普通に使用し認識している「鈴木さんのお宅」「山田さんのお家」という表現、すなわち世帯や個々の家族という概念は、先祖から子孫へ受け継がれていく縦の関係の絆そして親族としての横の関係の絆や一体感という社会のあり方として戸籍制度により育まれてきたものであり、国民生活の基本である。これを一方的意図的に廃止し、家族を解体して個人単位ばらばらの国民総背番号制管理社会を強制するような企てを断じて許すことはできない。
- ②戸籍は家族を中心に記録されている。
個人が家族によって守られる、家族が相互扶助する、ということが基礎になり、それを国家が応援する、これが普通のやり方で、数千年来、これがもっとも良い、人間社会のあり方として定着している。家族以外の個人と個人の関係は、利害関係であるが、戸籍がなくなり、家族がなくなったら、すべての日本人は、利害関係でしか人間関係を築くことができなくなってしまう。これは悲劇である。
- ③戸籍は帰属を表す最大の拠り所である。
国家、社会の秩序、道徳、文化、そして何よりも、良き人間関係。このようなものを支える中で基本中の基本は、人間の社会にあっては戸籍である。これを無くしてしまえとは何事であろうか。戸籍を無くすことにより、日本人は全て「どこの馬の骨か分らない」状態になってしまう。これは社会に不安を招き、犯罪が増え、モラルが低下する要因となりかねない。
- ④戸籍制度の廃止により相続人の特定が困難になる。
現状、相続が生じたとき、被相続人の死亡時の戸籍謄本から順次出生まで遡って戸籍・除籍謄本を入手し、相続人を調査し特定するが、戸籍制度が廃止された場合、一体どのような手法でこれを調査すれば良いのであろうか。とくに被相続人に子も直系尊属もいない場合、兄弟姉妹が相続人になるが、この場合の調査方法として、被相続人の親の戸籍のかなり若い時まで遡らなければならない。異母兄弟、異父兄弟などが存在するか否かを特定するためである。戸籍制度がなければこれをどのように調査するのであろうか。戸籍制度がなければ、本来の相続人が除外されるという不利益を招きかねない。
- ⑤戸籍は日本国籍を有する者の身分関係を証明する唯一無二の公的証書であり、行政事務において極めて重要な役割がある。
戸籍は、出生・氏名・婚姻・子・養子縁組・帰化・国籍離脱など、日本国民一人一人を出生関係により登録する制度であり、行政事務において婚姻・離婚の届出や日本国旅券の発行を容易にできるものである。この制度によって、婚姻適齢、重婚、再婚禁止期間、近親婚でないか・直系姻族間でないか・養親子間でないか等の婚姻要件が一度にわかるが、戸籍制度が廃止されれば、行政事務の現場において混乱を招き、他の事務への影響が出ることも懸念される。海外において、日本国旅券の信頼性が高いのは、この戸籍制度を利用し、厳密な身分関係が明らかにされていることも一因だと考えられている。
- ⑥戸籍に代わって用いられる住民票では、日本国民と外国民との区別がつかない。
戸籍を廃止した場合に用いられる国民の記録は住民票であろうが、先の法改正によって、特別永住者などの外国人についても住民基本台帳制度に組み入れることが既に決定している。とすると、もはや日本国民と外国民との区別はなくなり、もって外国民に無制限に日本国民と同様の権利を付与することが当然であるかの如き論調が醸造されることは明らかである。しかしこれは、日本国民にとって何らの利益もたらされるものではなく、許容できるものではない。

以上

住所 〒

氏名

年齢

歳

請 願 書

鳩山由紀夫内閣総理大臣殿

平成 21 年 10月 27日

【請願する法案】

選択的夫婦別姓法案

【法案に反対する理由】

- ①この問題は利便性で判断すべきものではなく、家族を第一に考えるべきである。
世界人権宣言でも述べられているとおり、家族は社会と国の基礎的単位であり、それほどに家族の問題は国にとって重要な存在であることを認識して考えるべきである。
- ②ファミリーネームは維持されなければならない。世界の各国もファミリーネームを維持している。
家族の一体性を示す上で、姓と云うのは日々接するものであるから、もっとも明示的かつ効果の高いものである。
- ③家族制度というものは、単に諸外国の例を参照するだけでは議論にならない。
家族制度の性質上、歴史伝統文化宗教の違いも考えずに、世界の国々に倣うべきものとする考え方そのものが間違っている。
- ④女性の社会生活における不便さを解決するためには、家族別姓にする危険性を避けて、旧姓使用の法制化、戸籍法の改正などで対応できるはずである。
現状でも既に、一般社会においては旧姓使用の余地が広がっており、仕事と家庭において使い分けることは、さほど困難な状況ではない。私的な場での旧姓使用を認め、公的な場では戸籍上の姓を名乗る、といった使い分けは苦痛とは言い難く、また行政事務手続き上も、現行制度を維持する方が負荷が少なく済む。
- ⑤一部の国民が利用する制度だと言っても、家族は社会の基本であるだけに、社会的に大きな影響を与えるのは明らかである。
選択制といえば聞こえはいいが、いずれかの方向に社会全体で圧力がかかることとなるのは必至であり、結局それは政府の意向によって決まることは十分予測可能である。とすれば、夫婦別姓を推し進めた政府が目指す社会は当然に全家庭が夫婦別姓を採用することであるから、結局は政府によって国民に夫婦別姓と云う習慣の変更を強いることとなる。
- ⑥夫婦別姓とはすなわち親子別姓である。
子供が姓を選択する案にせよ、どちらかの姓に統一する法務省案にせよ、子供の姓が、父又は母の姓と異なる状況を生み出してしまう。現在、親子の断絶やその絆の問題として様々な痛ましい事件等が報じられ、家族崩壊の危機が叫ばれるなかで、家族の一体感や絆を損ねその崩壊を加速助長するような制度には絶対反対である。
- ⑦夫婦別姓(選択制別姓)は現在、夫婦という大人の都合でしか議論されておらず、間に生まれた子供の人権を損なう可能性がある。
子供の姓を子供自身が選ぶ、という場合においても両親、祖父母、その他の親類など周囲の大人の都合により、いずれかの姓を強要される可能性がある。この場合子供の選択権が著しく狭いものとなり、大人の利害関係に巻き込まれる可能性もあり、状況によっては子供の人権をも侵害する危険性が考えられる。

以上

住所 〒

氏名

年齢 歳

請 願 書

鳩山由紀夫内閣総理大臣殿

平成 21 年 10月 27日

【請願する法案】

女子差別撤廃条約選択議定書

【法案に反対する理由】

①司法制度を軽視し否定するものであり、憲法違反である。

この制度は、個人や団体が女子差別撤廃委員会に訴えることの出来るというものであるが、訴える要件として国内での判断を全て終えなければならない。わが国の司法制度の下で判断されたものを、国連の判断にゆだねるわけである。つまり、これは、わが国の司法制度の上位に国連の判断を置くものであり、司法制度を軽視し否定するものであり、わが国の憲法を否定することに繋がる。

②国民の権利と国家の主権が侵害される恐れがある。

民法改正問題、過激な性教育、ジェンダーフリー教育等、国内で議論が長期化している問題について、国連からの、これらの問題の実施・法制化への圧力を期待する個人・団体が、司法に訴えて判断が出た上で、「女性の権利」として女子差別撤廃委員会に訴えるということが十分に考えられる。こうしたことが起これば、国家の主権が侵されると同時に、国民の権利が侵されることになる。

以上

住所 〒

氏名

年齢 歳

請 願 書

鳩山由紀夫内閣総理大臣殿

平成 21 年 10月 27日

【請願する法案】

1 0 0 0 万移民推進

【法案に反対する理由】

- ①労働者を外国に求めず、自国の失業者を先に雇用すべきである。
平成 21 年 7 月の失業率は 5.7%であった。単純労働者である移民推進の議論の前に、こうした国内の失業者を優先的に採用する対策を行うべきである。移民はまず語学や生活習慣から指導しなければならないが、その点、日本人にはそうした懸念はないのである。失業者数の増減と自殺者数の増減が強く関連しているというデータもあり、そうなると、日本人の雇用を守るという事は、日本人の人命を守ることに直結する。1000 万人の移民が日本で職を得るということは、日本人の 1000 万人が職を失うことになるのであって、日本の政治家ならば、まず日本人の雇用と生命を守るべきである。
- ②治安の悪化が懸念される。
少子化、労働力確保のために移民を受け入れるというのは、非常に安易な発想である。色々な問題が想定されるが、労働力の需要のある時に移民を受け入れても、それらの人々が終身雇用される保証は無く、不景気になれば、一番に仕事をクビにされる対象となり失業者になる。そうなれば、彼らの不満が爆発して暴動になる可能性は大きい。実際、平成 20 年中の来日外国人（永住者などを除く）犯罪（刑法犯及び特別法犯）の検挙件数、人員は 31,252 件、13,885 人である。特に、国籍別で見たトップの国では反日教育が行われており、こうした国の出身者の一部には、日本人の生命や財産を侵害することに何らの罪悪感も抱かない者もいると思われる。
- ③不満による暴動、民族間の摩擦による暴動が予想される。こうしたことの起こっている欧州の轍を踏むべきではない。
これらのことは、欧州などでも問題になっており、予想ではなく、現実として考えるべきことである。将来を考えることなく、一時しのぎのための移民を受け入れることは、厳に慎むべきことだろう。
- ④移民受入れのコストは必要か。
そもそも移民を受け入れるための福祉や教育などの行政コストのみならず、治安維持にかかるであろう膨大なコストを鑑みた場合、結局はこれらの行政コストは国民の負担になってくるものである。そこまでして、我が国は経済成長を追い求めねばならないだろうか。またそれによって経済成長を回復したとして、日本国民の生活は豊かになるのだろうか。

以上

住所 〒

氏名

年齢

歳

請 願 書

鳩山由紀夫内閣総理大臣殿

平成 21 年 10月 27日

【請願する法案】

日教組教育復活

【法案に反対する理由】

日教組の以下の過去の行動が、禍根を残してきた故に反対する。

- ①日教組の推進してきた政治介入（選挙活動）に反対する。
- ②日教組の推進してきた自虐的な歴史教育に反対する。
- ③日教組の推進してきた性教育に反対する。
- ④日教組の推進してきたジェンダーフリー教育に反対する。
- ⑤日教組の推進してきた国旗国歌反対運動に反対する。
- ⑥日教組の推進してきた平和教育に反対する。
- ⑦日教組の推進してきた人権教育に反対する。
- ⑧日教組の推進してきた道徳無視否定教育に反対する。
- ⑨日教組の推進してきたゆとり教育に反対する。
- ⑩日教組の推進してきた教科書採択介入活動に反対する。
- ⑪日教組の推進してきた、子供達への過剰な体罰否定等の「子どもの権利」の絶対化に反対する。

以上

住所 〒

氏名

年齢

歳

請 願 書

鳩山由紀夫内閣総理大臣殿

平成 21 年 10月 27日

【請願する法案】

国立国会図書館恒久平和調査局

【法案に反対する理由】

- ① GHQ 占領下に焚書を先導した国立国会図書館内に設置することは、日本を一方的に貶めるための資料を中心した調査結果を目的にしている可能性がある。
- ② 焚書された約 8 0 0 0 タイトルの書物を除外した調査では、戦勝国に都合のよい「日本罪悪史観」の固定化になる。
- ③ 同法案第二・一項 6 「…戦前戦中期における戦争の結果生命、身体又は財産に生じた損害の実態に関する事項」とあるが、この法案の対象は、「旧戸籍法の規定による本籍を有していたもの以外の者」となっており、日本人の被害者は対象になっていない。日本人だけを被害対象から外してしまえば、「恒久平和」にはなり得ない。
- ④ 同法案第二・三項「報告書の作成を行うに当たっては、関係人の名誉を害することのないよう十分に配慮しなければならない」とは、敗戦後、日本各地方都市の駅前を在日韓国・朝鮮人などに不法占拠され、未解決の不法占有者の名誉を傷つけてはいけなと解釈できる。
- ⑤ 第三〈資料の提出その他の協力等〉2 項「館長は、学識又は経験のある者その他の者(国外にいる関係人を含む。)に対しても、必要な協力を依頼することができる」とあり、「慰安婦」問題で、韓国人慰安婦の裏付けのない一方的な証言を受け入れた悪夢が再来する可能性がある。
- ⑥ 国内唯一の国立図書館である国立国会図書館には、政治的中立を望む。国立国会図書館のウェブサイトには、国立国会図書館の役割として、「国会の活動（立法、行政監視）に、立法府自前の、客観的な、資料に基づいた調査と情報が必要だから」とある。国立国会図書館恒久平和局設置に伴う「国会の活動に必要な客観的な資料に基づいた調査」の中には、すでに多くの歴史学者の方の多年にわたる研究の下、結論が出ているものもあり、その内容は政府見解として出されている複数の「談話」と異にするものもあるため、歴史的判断に際しては、あくまでも事実に基づく専門家の手による資料の解明によることを希望し、政治的中立を望みたい。
- ⑦ 恒久平和局設置に伴い、現存する文献等が廃棄される懸念がある。
⑥で述べたとおり、すでに多くの歴史学者の方の多年にわたる書籍、文献、文書、資料に基づく研究の下で、政府見解として出されている「談話」と異にする結論が出ている件につき、現在の政府見解による複数の「談話」や、「恒久平和局」と意見を異にする文献等が廃棄されないか、これを大いに懸念する。多くの国民が国立国会図書館に期待する最大の役割は、あらゆる書籍、文献等の保管である。

以上

住所 〒

氏名

年齢 歳

請 願 書

鳩山由紀夫内閣総理大臣殿

平成 21 年 10月 27日

【請願する法案】

地方主権

【法案に反対する理由】

- ①地方主権論は、日本の国体を破壊する。
民主党は「沖縄ビジョン」において、貨幣の発行権をも地方に認める一国二制度を掲げて、「地方主権」を唱えている。「主権」という概念は、国家に固有のものであり、分割不可能なものである。従って、「地方主権」というと、地方政府が立法行為から安全保障、戦線布告の責任をも取らねばならないことになる。「国家主権」について語らず、「地方主権」を主張するとは、日本を地方から、ばらばらにしようとするものである。
- ②地方主権は、外国人参政権の導入との組み合わせにより一気に日本解体を招く。
民主党政策集INDEX2009『分権改革』によれば、地域主権の推進の効果として、「国と地方の関係を『上下・主従の関係』から『対等・協力の関係』に改めます」との記載がある。また、その直後の記載には、「住民投票を地域の意思決定に積極的に取り入れるため、『住民投票法』を制定します」との記載がある。つまりこれは、国の権限を縮小し地域の権限を肥大化させた上で、住民投票により地方の暴走を許す危険性を孕むことを示唆している。国を統率する首相は一人だが、全国の47都道府県知事、1800近くもいる市町村長が首相と「対等の関係」になれば、まず間違いなく国家としての意思統一が困難になってくるだろう。さらに、民主党が結党以来掲げている「永住外国人の地方選挙権」との組み合わせにより、地方行政に外国人の意思が尊重される結果を招く。外国人の意思が尊重された地方の意思が国家と対等の関係になれば、わが国は徐々に分裂し解体し、主権までも喪失する、国家の根幹に関わる事態となってしまう。
- ③民主党が提唱する公共事業改革と地域主権とは並存できない。
民主党政策集INDEX2009『公共事業改革』によれば、「省庁縦割りのムダを省くため、社会資本整備関連計画を一本化し国会承認事項とするとともに、再評価・事後評価の仕組みを盛り込んだ『公共事業コントロール法』を制定します。これにより、ムダを省き効率的で地域の実情にあった、本当に必要とされる公共事業を推進します。」とある。ここに、その推進される「公共事業」を必要とするのは「地域の実情」とであると明言されているが、一方で、同政策集『地域主権の確立』によれば、「国の役割は、外交、防衛、危機管理、治安、食料・エネルギーを含む総合的な安全保障、教育・社会保障の最終責任、通貨、市場経済の確立、国家の大規模プロジェクトなどに限定していきます。」とある。さすれば、「公共事業」が必要とされる「地域の実情」が存在するか否かの判断はその地域に委ねられることになり、国家が口を挟むことはできなくなるのであって、結果として、地方の要求するままに公共事業を推進することになり、公共事業改革と地域主権とは並存できない矛盾した理論であると考えられる。

以上

住所 〒

氏名

年齢

歳

請 願 書

鳩山由紀夫内閣総理大臣殿

平成 21 年 10月 27日

【請願する法案】

CO₂ 25%削減

【法案に反対する理由】

このためには、国民の負担額は、190兆円になる。

CO₂の25%削減は、次のような政策を積み重ねなければ到底達成できない目標である。

- ・太陽光発電を新築住宅のみならず、一定規模以上の既築住宅にも設置し現状の55倍増としなければならない。
- ・原子力発電所の稼働率を現状の60%から90%以上に上げなければならない。
- ・電気自動車など次世代車の販売を促進し、販売禁止や車検適用不可などの措置で従来型自動車を事実上禁止するなどして、省エネ車を急速に普及させねばならない。
- ・既築住宅にも省エネ基準を適用し、全住宅を改修しなければならない。

以上のような結果、国民の負担は増大し、2020年までの一世帯当たりの可処分所得は22万円～77万円分押し下げられ、家庭の光熱費出費も世帯あたり11万円～14万円増加する。

日本だけがこれらの政策を実施した場合、企業のコスト増加のため生産拠点を求めて外国へ出て行くことになり、日本での産業が成り立たなくなって失業者は、77万人～120万人増加することも予想される。

しかし、民主党は高速道路無料化やガソリンの暫定税率廃止などを打ち出して、CO₂削減に逆行する政策を打ち出し、またCO₂削減には必須の原子力発電には否定的等々、矛盾だらけである。

以上

住所 〒

氏名

年齢

歳

請 願 書

鳩山由紀夫内閣総理大臣殿

平成 21 年 10月 27日

【請願する法案】

東アジア共同体構想

【法案に反対する理由】

- ①政治体制の違うアジアの国々を、EU のような共同体とする構想は幻想である。幻想に税金を使うことに抗議する。
アジアには、未だに独裁国家や我が国と志向を異にする共産主義国家など、様々な政治体制を持つ国家がひしめいている。かような中であって、これらの違いを乗り越えて共同体を形成することは極めて困難である。まして、その共同体の目指すべき方向性が何ら示されていない状況では、各国とて絶対に賛成はしないに違いない。EU は最終的には国家統合を目指しているが、アジア諸国において、それを望む国家が少ないことは、その政治体制（独裁国家や王制国家が多い）ことからいっても、了然である。
- ②アジアには拉致問題において我が国に非協力的な国家が当然に存在する。
拉致犯罪国家、北朝鮮と友好関係を持つ中国を含めた東アジア共同体構想において、拉致問題が解決できるとは思えない。東アジア共同体構想よりも先に、政府は毅然とした姿勢で、北朝鮮に対して、拉致された日本国民を帰すよう要求し、実現させるべきである。
- ③東アジア共同体構想は、政府が我が国の安全保障を全く考えていない証左である。
周辺国、周辺民族を侵略し弾圧し続けてきた中国を含めた共同体が実現した場合、侵略弾圧国家中国の思惑どおり、周辺の国々は中国の属国にされるだろう。日本も、その例外では無いことを政府は全く理解していない。
- ④他国民流入の危険性が考えられる。
ビザ無しで互いの国を自由に往来することが可能になれば、豊かな国である日本に多くの他国民が流入してくるだろう。それが犯罪や社会的混乱をもたらすことは明らかである。
- ⑤東アジア各国における経済格差があまりに顕著である。
東アジア共同体構想は、東アジア各国の経済格差が顕著であるという点において極めて大きな課題がある。日本の2008 年の 1 人あたり GDP は 38,443 ドルだが、韓国は 19,115 ドル、中国は 2,912 ドルである。こうした経済格差を考慮することなく、東アジア共同体という、「ヒト」「モノ」「カネ」の移動を自由化しようとする構想を実現しようとする政策は、わが国に大量の移民を招き、品質において不安定な商品の流入を防止できず、また何よりわが国の国家財政ならびに民間の経済活動、ひいては国民の生活に甚大な損失を与えることが容易に予測される愚策であると考えられる。
- ⑥そもそも内閣総理大臣が国民の議論や国会の決議を待たず、他国首脳に対して個人の理想を主張することについて、日本国憲法 4 1 条に反し、違憲と考えられる。
鳩山首相は、内閣総理大臣就任から僅か数日の後に中国の胡錦濤国家主席に対し、この東アジア共同体構想を提案している。しかし、憲法 4 1 条にあるとおり、「国権の最高機関」は国会なのであり、内閣ではない。また我が国は民主主義を採用する国家であり、独裁制ではない。国民の活発な議論を待たず、国会において一度も信任を得ていない事柄につき、個人の理想に過ぎない主張を、他国首脳に対し内閣総理大臣の名の下に勝手に提案することは、違憲であるのではないだろうか。東アジア共同体構想実現の問題点は、上記⑤で述べたような、数値で測れる問題だけが問題なのではない。国によっては反日感情があってわが国との利害が対立することもあるだろう。宗教や慣習の違いなどにより、容易に共同できないこともあるだろう。リップサービスで済むような軽微な事柄ならまだしも、失政すれば全国民に多大な負担を強いるに止まらず、場合によってはわが国の存亡すらかかる、重要かつ実現可能性の極めて低い構想についての安直な発言は、海外諸国からの誤解を招くだけでなく、わが国が長年に亘り法治国家として世界各国から受けていた評価を貶める行為である。まずは国民の声に耳を傾けるべきであり、この構想についての発言は、取り消すべきと考える。

以上

住所 〒

氏名

年齢

歳